

海上において散骨をする場合において遵守すべき 海事関係法令の解説

1. 基本的な考え方

近年、葬送の在り方に関する国民の意識の変化に伴い、海上において散骨をする事例が見られるところである。本解説は、これを受け、散骨事業者が海上において散骨をする場合において、遵守する必要がある法令のうち、海事関係法令について整理したものである。

2. 海上運送法について

(1) 事業の許可・登録の手続き

- ・ 散骨を行うに当たって、旅客を乗船させる場合は、海上運送法の規制が適用される。
- ・ 旅客定員により手続きが分かれており、旅客定員 13 名以上の船舶は許可、旅客定員 12 名以下の船舶は登録を行うこと。
- ・ 許可、登録を行う場合は、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出及び運航管理者の選任・届出を行うこと。
- ・ 許可、登録の内容が変更となる場合は、変更の手続きを行うこと。
- ・ 最寄りの地方運輸局（運輸支局・海事事務所）で手続きを行うこと。（別添：地方運輸局連絡先一覧）
- ・ 船客損害賠償保険を締結すること。

（事業の許可・登録の際の条件として義務付けられた補償額が設定されている保険）

(2) 安全管理規程について

- ・ 届出をした安全管理規程を遵守して、事業を行うこと。
- ・ 船長は、旅客の転落防止策に応じて、乗船前・乗船時・着岸時に注意喚起を行うこと。

3. 船員法について

- ・ 総トン数 5 トン未満の船舶、港則法に基づく港のみを運航する船舶、政令で定める漁船やレクリエーションの用に供する小型船舶等を除き、船員法を遵守すること。
- ・ 船員として船舶に乗り組む、船長及び海員並びに予備船員について、船員法に基づき、雇入契約や給料、労働時間、有給休暇などを定めること。

船員労働には特殊性（海中転落の危険等）があるため、労働一般について定めた労働基準法とは別個の個別の法律である船員法を遵守すること。

4. 船舶職員及び小型船舶操縦者法について

- ・ 小型船舶操縦者免許（一級もしくは二級）のみならず、「特定」免許を取得すること。
- ・ 「特定」免許の取得には、安全講習の受講のうえ、地方運輸局等で手続きを行うこと。
- ・ 船長は、旅客に救命胴衣を着用させること。

5. 船舶安全法について

- ・ 船長は、船舶検査証書（臨時変更証）及び船舶検査手帳を船内に備えて置くこと。
- ・ 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を両船側の船外から見やすい場所にはりつけておくこと。

散骨に関するガイドライン（散骨事業者向け）

1 目的

本ガイドラインは、散骨が関係者の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生等の見地から適切に行われることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 散骨 墓埋法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓埋法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為
- (2) 散骨事業者 業として散骨を行う者
- (3) 散骨関係団体 散骨事業者を会員とする団体

3 散骨事業者に関する事項

(1) 法令等の遵守

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、刑法（明治40年法律第45号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、海上運送法（昭和24年法律第187号）、民法（明治29年法律第89号）等の関係法令、地方公共団体の条例、ガイドライン等を遵守すること。

(2) 散骨を行う場所

散骨は、次のような場所で行うこと。

- ① 陸上の場合 あらかじめ特定した区域（河川及び湖沼を除く。）
- ② 海洋の場合 海岸から一定の距離以上離れた海域（地理条件、利用状況等の実情を踏まえ適切な距離を設定する。）

(3) 焼骨の形状

焼骨は、その形状を視認できないよう粉状に砕くこと。

(4) 関係者への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、地域住民、周辺の土地所有者、漁業者等の関係者の利益、宗教感情等を害することのないよう、十分に配慮すること。

(5) 自然環境への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、プラスチック、ビニール等を原材料とする副葬品等を投下するなど、自然環境に悪影響を及ぼすような行為は行わないこと。

(6) 利用者との契約等

① 約款の整備

散骨事業者は、あらかじめ散骨に関する契約内容を明記した約款を整備し、公表するとともに、利用者の求めがある場合には、約款を提示すること。

② 利用者の契約内容の選択

散骨事業者は、約款に定める方法により、利用者の契約内容に関する選択に応じること。

③ 契約の締結

- ・ 契約内容の説明

散骨事業者は、契約の締結に当たっては、必要な教育訓練を受けた職員にあらかじめ適切な説明を行わせ、利用者の十分な理解を得ること。

- ・ 契約の方法

散骨に係る契約の方法は、文書によること。

- ・ 費用に関する明細書

散骨事業者は、契約の締結に当たっては、費用に関する明細書を契約書に添付すること。

④ 契約の解約

散骨事業者は、約款に定めるところにより、利用者の解約の申し出に応じること。

⑤ 散骨証明書の作成、交付

散骨事業者は、散骨を行った後、散骨を行ったことを証する散骨証明書を作成し、利用者に交付すること。

(7) 安全の確保

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、次のような措置を講ずるなど、参列者の安全に十分に配慮すること。

- ① 陸上の場合 歩道、安全柵等、必要な施設の設置等

- ② 海洋の場合 必要な教育訓練を受けた従事者及び補助者の配置、ライフジャケット等の安全装具の確保等

(8) 散骨の実施状況の公表

散骨事業者は、自らの散骨の実施状況（散骨の件数、散骨の場所等）を年度ごとに取りまとめ、自社のホームページ等で公表すること。

公表あるいは事業の紹介、PRにおいては、亡くなった人を含め、個人情報の取り扱いには十分に配慮すること。

4 散骨関係団体に関する事項

(1) 散骨関係団体の役割

散骨関係団体は、会員事業者やその職員に対する研修会の開催等、散骨が適切に行われるための取組みに努めること。

(2) 散骨の実施状況の公表

散骨関係団体は、会員の散骨の実施状況（散骨の件数、散骨の場所等）を年度ごとに取りまとめ、自団体のホームページ等で公表すること。また地方公共団体の求めがあれば提出すること。

登 録 通 知 書

SEA REMEMBER株式会社
代表取締役 有川 直 殿

令和8年6月4日付けをもって申請のあった一般不定期航路事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第22条第2項において準用する同法第19条の8第1項の規定に基づき申請のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知する。
なお、本登録に関する登録番号は下記のとおりとする。

記

東海一不第82号

令和8年7月7日

中部運輸局長 神谷 昌文

